



募集

廃棄物減量等推進員

内 各地域でごみの減量の啓発・資源化の促進、ごみの出し方や分別指導など、市の行う施策への協力

- 毎月の活動報告提出、集積所の見回り・チェック、ごみの出し方の指導・助言
- イベントでのPR活動
- 廃棄物減量等推進員会議の出席(年1回程度)

対 市内在住の方

□ 任期 2年間

□ 謝金 月額3,000円(所得税などは控除)

□ 募集地域・集合住宅

田無町1～5丁目	南町3丁目
西原町1・5丁目	緑町2・3丁目
北原町1・2丁目	向台町3丁目
芝久保町5丁目	新町2・5丁目
柳沢2～5丁目	東伏見1・2・4～6丁目
保谷町1～3丁目	富士町1・2・5・6丁目
中町1～6丁目	東町1～3・6丁目
泉町1・4・5丁目	住吉町1・3丁目
ひばりが丘1～4丁目	ひばりが丘北4丁目
北町1・2・6丁目	西原グリーンハイムゾンネンハイム田無
	雇用促進住宅

◆ ごみ減量推進課 (☎042-438-4043)

スポーツ振興審議会委員

□ 資格・人数 市内在住・在勤・在学の20歳以上(4月1日現在)の方で、市内でスポーツ振興などの社会体育活動を行っている方・1人

※ほかの審議会委員などとの兼任は不可

□ 任期 7月から2年間

□ 会議 月1回程度(平日午後7時ごろから2時間程度)

□ 報酬 1回1万800円

□ 選考方法 「地域スポーツの振興について」をテーマとした作文(800字程度)

申 6月15日(月)～22日(月)(必着)に、作文に氏名、別紙に住所・氏名・生年月日・職業・電話番号・社会体育活動歴を明記し、〒202-8555市役所スポーツ振興

課へ郵送または持参(保谷庁舎3階)

◆ スポーツ振興課保 (☎042-438-4081)

ほっとネット推進員

内 地域の課題や問題を解決する仕組みづくりを、地域福祉コーディネーターと連携して行うボランティア

□ 登録研修

時 6月26日(金)午後2時

場 柳橋第二市民集会所

定 20人(申込順)

申 電話で、ほっとネット田無ステーション(☎042-497-4158)・ほっとネット保谷ステーション(☎042-438-9205)へ

◆ 生活福祉課保(☎042-438-4024)

認知症サポーター

認知症になっても安心して暮らし続けるためには地域での見守り、ちょっとした手助けが必要です。まずは、認知症とは何か、基本から学びませんか。

□ 養成講座

時 7月4日(土)午後2時～3時30分(1時45分開場)

場 障害者総合支援センターフレンドリー

内 認知症の方を地域で支えるためには[※]

対 市内在住・在勤の方で、本講座を受講したことのない方

定 50人(申込順)

申 6月29日(月)までに、電話で下記へ
※参加者にはサポーターの証しであるオレンジリングを差し上げます。

※5人以上集まれば、出張講座も実施

◆ 高齢者支援課保 (☎042-438-4029)

障害者サポーター

障害のある人が困っている時にちょっとした手助けを行う「障害者サポーター」について学びませんか。

□ 養成講座

時 ①6月27日(土) ②7月29日(水) ③8月29日(土) ④9月26日(土)

いずれも午前11時～11時50分[※]

場 ①③④は障害者総合支援センターフレンドリー、②は保谷庁舎4階

内 「ヘルプカード・ヘルプマークとは」[※]

※各回共通

申 各回前日までに電話で[※]問へ

※参加者にはサポーターの証しであるサポートバンダナとキーホルダーを差し上げます。

問 社会福祉法人さくらの園・カノン (☎042-452-7062)

◆ 障害福祉課保(☎042-438-4033)

傍聴 審議会^{など}

■ 文化芸術振興推進委員会

時 6月22日(月)午後7時～8時30分

場 保谷庁舎1階

内 施策・事業推進および評価

定 5人

◆ 文化振興課保(☎042-438-4040)

■ 個人情報保護審議会

時 6月23日(火)午後2時

場 田無庁舎3階

内 個人情報保護制度

定 5人

◆ 総務法規課田(☎042-460-9811)

■ 男女平等参画推進委員会

時 6月25日(木)午後6時

場 田無庁舎5階

内 第3次男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画実績評価報告書(平成26年度)^{ほか}

定 5人

◆ 協働コミュニティ課 (☎042-439-0075)

傍聴 教育委員会

時 6月23日(火)午後2時

場 保谷庁舎4階

内 行政報告^{ほか}

定 10人

◆ 教育企画課保 (☎042-438-4070)

■ 子ども子育て審議会専門部会

時 6月27日(土)午前10時～正午

場 イングビル

内 利用者負担^{ほか}

定 8人

◆ 子育て支援課田 (☎042-460-9841)

■ ひばりが丘中学校建替協議会

時 6月29日(月)午前10時

場 防災センター

内 基本平面案^{ほか}

定 10人

◆ 教育企画課保 (☎042-438-4070)

■ 特別職報酬等審議会

時 6月30日(火)午前9時30分

場 田無庁舎3階

内 特別職の報酬^{ほか}

定 5人

◆ 職員課田 (☎042-460-9813)

住宅用太陽光発電システム 設置助成金の受付開始

地球温暖化対策の推進を図るため、住宅用太陽光発電システムの設置費の一部を助成します。

対 ①自ら居住する住宅に、1～12月に新たに機器を設置した方、または設置予定の方(平成26年末までに設置したものは対象外) ②市税などに滞納がない方

□ 助成対象機器

住宅用太陽光発電システム

□ 助成金予定額

1kW当たり4万円(上限8万円)

□ 募集予定件数

70件(申込多数の場合は抽選)

申 7月15日(水)～8月28日(金)(消印有効)に、往復はがきに住所・氏名・電話番号・設置完了(予定)日を明記し、〒202-0011泉町3-12-35環境保全課へ

※詳細は、市HPをご覧ください。

◆ 環境保全課(☎042-438-4042)

固定資産税の減額

◆ 資産税課田(☎042-460-9830)

住宅耐震工事

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に耐震改修工事を行い、次の要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積120㎡まで2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□ 減額要件 ①改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する ②1戸当たりの改修工事費用が50万円超

□ 減額期間 平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合、翌年度から1年間

□ 必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②固定資産税減額証明書 ③耐震改修工事に要した費用の領収書の写し

住宅のバリアフリー改修

平成19年1月1日以前から市内にある家屋にバリアフリー改修工事を行い、次の要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積100㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□ 減額要件 ①改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する ②65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、または障害のある方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ③平成19年4月1日～平成28年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う ④1戸当たりの改修工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□ 必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②改修工事の内容などを確認できる書類(工

事明細書・現場の写真[※])およびバリアフリー改修工事に要した費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票の写し ④改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類

(1)居住者が65歳以上の場合は、その方の住民票の写し (2)居住者が要介護または要支援の場合は、その方の介護保険被保険者証の写し (3)居住者が障害のある方の場合は、その方の障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

※1 一定のバリアフリー改修工事…

廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取り換え工事、床表面の滑り止め化

住宅の省エネ改修

平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に省エネ改修工事を行い、次の要件を満たしている場合、

改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積120㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□ 減額要件 ①改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する ②平成20年4月1日～平成28年3月31日の間に一定の省エネ改修工事(以下「熱損失防止改修」)(※2)を行う ③1戸当たりの改修工事費用が50万円超 ④現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□ 必要書類 ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②熱損失防止改修工事証明書 ③熱損失防止改修工事に要した費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票の写し

※2 一定の熱損失防止改修工事…

窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するものの工事で、窓の改修を含めた工事であることが必須)